

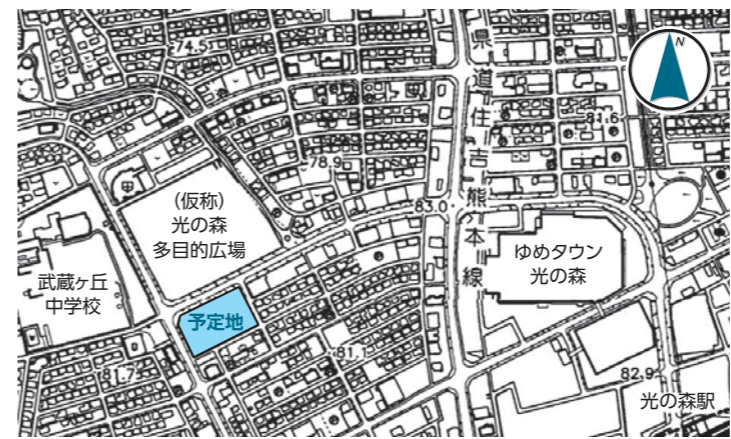
## 複合施設 第3～5回までの会議の内容をお知らせします

(仮称)菊陽町光の森複合施設建設検討委員会

総合政策課 総合政策係 ☎(232)2112

現在、町が光の森2丁目に建設を予定している複合施設について、昨年10月に第1回会議を開催し、これまで5回の会議を行いました。第1回、第2回会議の内容は、すでに広報きくようでお知らせしたとおりです。ここでは、第3回から第5回までの会議内容をお知らせします。

■複合施設の建設予定地  
光の森南側公共用地(左図参照)



■第3回会議  
開催 平成23年11月10日  
内容 前回までの会議内容をまと

め、必要な機能について検討しました。  
結果 必要となる機能を具体的な諸室としてまとめました。

■第4回会議

開催 平成23年12月12日  
内容 各諸室の面積や費用について検証を行いました。  
結果 諸室を総合的に検討する必要があることを確認しました。

■第5回会議

開催 1月18日  
内容 施設の建設位置と諸室の検討を行いました。  
結果 施設は敷地の北西位置に建設することと諸室の概要を確認しました。

今後は、3月をめどに施設の内容を決定し、基本設計を作成していきます。

## お願い 送電線事故防止にご協力ください

農業用ビニール類の飛来による

九州電力熊本電力センター ☎(386)2314

町内でも、農業用ビニールや防雀テープが送電線に絡まるといった事例があります。関係者は送電線事故防止にご協力ください。また、発見した人は、九州電力熊本電力センターへご連絡をお願いします。

送電線付近で農業用ビニールや防雀テープが強風で送電線に絡まるという重大な事例が多発しています。送電線に絡まると、農作業従事者だけでなく、その他の皆さんも感電したり、広範囲にわたる停電が発生したり、社会的に影響を及ぼす恐れがあります。



農業用ビニール類が飛散しないようにご協力ください。送電線に巻きついているなどを見つけた場合は、熊本電力センターへご連絡ください。

- 次の点にご協力をお願いします
- 送電線はともも電圧が高いため、農業用ビニールや防雀テープなどが絡まった場合、大変危険です。絶対に触らず、熊本電力センターへご連絡ください。
  - ビニールや防雀テープを設置する箇所、置く場所の近くに送電線があるかどうか確認してください。付近に送電線がある場合は熊本電力センターへご連絡ください。
  - ビニールを設置する場合は、強風などで外れないようしてください。
  - ビニールを保管する場合は、強風で飛ばないように重しなどで対策をしてください。
  - 防雀テープは支柱(竹・棒)の間隔を狭くし、片側が外れた場合でも送電線まで届かないようにしてください。
  - 防雀テープの支柱(竹・棒)への結び目は、風などで外れないよう固く結んでください。

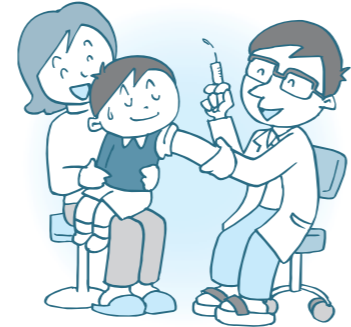
## 予防接種

まだお済みでない人は、早めに受けましょう

## 幼児・学童の予防接種(MR、二種混合)は3月末までです

健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

下の表にある予防接種の対象者は、無料で接種できる期限が3月末までになっています。早めに受けるようにしましょう。



### 接種場所

指定医療機関(事前に予約をして接種してください)

### 持参する物

- 母子健康手帳
- 予診票(昨年4月に対象者へ送付しています。紛失された人は、母子健康手帳・印鑑を持参して、健康・保険課で再発行を受けてください)

### 予防接種の種類・対象者

予防接種	対象者	
麻しん・風しん(MRワクチン)	第2期	小学校入学前1年間にあたる幼児(平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれ)
	第3期	中学1年生(平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれ)
	第4期	高校3年生(平成5年4月2日～平成6年4月1日生まれ)
二種混合	小学6年生	

## 消費生活

### 悪質な貴金属の訪問買取にご注意を

カシコイ消費者を目標そう

総合政策課 総合政策係 ☎(232)2112  
熊本県消費生活センター ☎(383)0999

悪質な貴金属の訪問買取取りが全国で発生しています。業者に品物を引き渡すと、後で返品を申し出ておぼろげにもらえる可能性は少ないです。しつこい勧誘や個人情報聞き出すとする業者には特に注意してください。

### 相談事例

一人暮らしの母の家に突然「不要な着物を買って」と電話があり、処分してもよい着物があつたので後日来訪するよう伝えられた。当日、若い男性が来て着物は300円で買取りと言われた。あまりにも安かつたが、必要な物なので買取り取ってもらうことにした。

すると業者が「ついでに貴金属の鑑定をしてあげる」と言い、母が指につけていた指輪をいきなり外しにかかった。突然のことに驚いて必死で断つたが、他の物も見せるようしつこく言われ、怖くて手持ちのネックレスや指輪、ブレスレットを見せた。すると業者は3点全てを1,700円で買い取ると一方的に言い、代金と領収書を渡した。宝石3点はそれぞれ10万円以上したものなので納得できなかったが、怖くて断れなかった。他に古銭や切手はないかなとおもいつこく求めてきた。

(契約当事者:兵庫県・女性・70歳代)

### アドバイス

- 必要がなければ毅然と断ること  
買い取ってもらう必要がないのなら毅然と断りましょう。いったん業者に引き渡した品物を取り戻すのは極めて困難です。業者が長時間居座つたり、品物を出すよう脅したりして怖い思いをしたときは、警察を呼びましょう。
- 一人で業者に対応するのは避ける  
業者に買い取りを依頼する場合は、家族や近所の人に同席してもらうなどし、一人での対応は避けましょう。
- 相手がどのような業者か確認する  
使用された貴金属などの古物を買取り取るサービスを行う業者(古物商)は、古物営業法で訪問買取取り(行商)を行う際に必ず「古物商許可証」または「古物行商従業者証」を携帯する必要があります。契約前に、業者の住所や電話番号、古物商許可証などの提示を求め、要請にきちんと対応しない業者とは契約しないようにしましょう。

